

石綿等の全面禁止等に係る「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）」の改正について

1 改正の趣旨

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号。以下「改正令」という。）により、平成18年9月1日から、石綿等の製造等が全面禁止されたところであるが、国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業等の施設で使用される特殊な用途のジョイントシートガスケット等については、製造等の禁止が猶予され、改正令に適用除外製品等として掲げられているところである。

厚生労働省としては、これらの適用除外製品等として掲げられた製品についても、早期の代替化を指導してきたところであるが、今般、その一部について、代替化が可能となったことから、これらの製造等を禁止するため、改正令について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

（1）適用除外製品等の見直し（要綱第一関係）

別添参照

代替化が可能となった下記①及び②のものについて、その製造等を禁止する。

- ① 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。②において同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの
 - 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分（250度以上の温度の高炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
 - 国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分（450度以上の温度の亜硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの
- ② 石綿を含有するグランドパッキンであって、国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分（500度以上の転炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

（2）経過措置（要綱第二関係）

- ① （1）の①及び②に掲げる物のうち、この政令の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用しないものとする。
- ② ①に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとする。

（3）施行期日（要綱第三関係）

平成19年10月1日から施行するものとする。

適用除外製品等（ポジティブリスト）の見直しについて

現在、製造等禁止が猶予されている製品のうち、以下の適用除外製品等の1のハ及びニの一部並びに4のロについて、適用除外製品等ではないものとする。（網掛け部分）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p>ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500 mm以上の大きさのもの</p> <p><u>ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</u></p> <p><u>ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの</u></p> <p>ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	<p>イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの</p> <p><u>ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの</u></p> <p>ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの</p>
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの